

第十三回国会 通商産業委員会 議院 議 議 録 第五十一号

昭和二十七年六月十二日(木曜日) 午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 中村 純一君
理事 高木吉之助君 理事 多武良長君 理事 三野 重雄君 理事 山手 満男君 理事 今澄 勇君

出席政府委員

阿左美廣治君 今泉 貞雄君
江田斗米吉君 小川 平二君
土倉 宗明君 淵上房太郎君
南 好雄君 河野 金昇君
高橋清治郎君 加藤 鏡造君
横田甚太郎君

委員外の出席者

日本ゴム工業 山本米太郎君
会常任理事 松尾 金藏君
全国繊維労働組 下田 喜造君
合同盟地方繊維 谷崎 明君
部会書記長 越田 清七君
専門員 専門員

六月十一日

自転車競技法等の一部を改正する法律案(境野清雄君外五十七名提出、参法第一二二号)(予)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(南好雄君外二十二名提出、衆法第六一号)

○多武良委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため、理事の私が委員長の職務を行います。

本日は特定中小企業の安定に関する臨時措置法案を議題といたし、参考人より意見を聴取いたします。本日御出席の参考人は、日本ゴム工業会常任理事山本米太郎君、全国繊維労働組合同盟地方繊維部書記長下田喜造君の二名であります。

この際参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用中にもかかわらず、本委員会のためにわざわざ御出席くださいましたことを委員会を代表いたし、委員長より厚く御礼申し上げます。参考人各位におかれましては、それ／＼のお立場より忌憚ない御意見を承ることができれば幸いに存する次第であります。

それではこれより参考人各位の御意見の御陳述を願うことにいたします。見の御陳述の際には委員長の許可を得てから御発言くださるようお願いいたします。なお御発言の冒頭には御氏名、御職業をお述べいただくようお願いいたします。

○山本参考人 たいま委員長長の指名によりまして、一言意見を述べさせていただきます。私は先ほど御紹介がありましたように、日本ゴム工業会常任理事をやっております。本業は高砂ゴム工業株式会社専務取締

役をしております。お尋ねの趣旨は、全般的に及んでおりますものか、あるいは特定の事項かということがはつきりいたしておりませんが、一応ゴム工業家としての意見を申し上げます。御参考に供したいと存じます。

御承知の通り、ゴム工業は昨年の朝鮮ブームによりまして、一時は非常に活況を呈しておつたのでありますが、その際には、将来の輸入が停止するのではないかとというようなことから、これは政府の態度もあつたので、われわれは政府の態度としては、備蓄のゴムを、高価に買入るというので、大いに買つたのであります。その後、朝鮮の問題が休戦会議というようになりまして、ゴムが暴落したので、非常に痛手を受けたのであります。しかもその後の業界が急激に悪くなったので、この痛手と、それから急激に悪くなったために、業績は逐次低下いたしました。

二重の負担であります。このゴム原料の値下りの状況は、大体昨年の二月が頂上ですが、現在は二十何万円に下つております。そういふような関係から、痛手を何とかして切り抜きたいといふので、各メーカーは製品コストを下げる一つの目的から、依然として相当の数量を生産しておつた。しかも一方有効需要の方は、だん／＼減る一方でありまして、なおさらに前途が安

縮して参りました。こういう関係で、本年に入りましては依然不況が続いて参りまして、結局生産過剰で、物にはあまり値がないというようなことで、製品の値段はますます下ります。ために、各所に倒産をする工場が相当数出たのであります。たとえば例を自転車のタイヤ工業にとつて言いますと、一番多いときには二百六十工場もありましたものが、現在では操業しておるのが、わずかに七十数社にすぎない状況でございます。これがために、通産省におかれましては、このままほつておいたのでは、どういふ悲惨な結果が来るかもしれない。何とか手を打たなければならぬというようなお考えもありまして、われ／＼業者自体とい

たしませるために、いろ／＼なことをもくろんでみたのでございますが、何分にも、事業者団体法があり、あるいは独禁法がありまして、強力な手が打てない。こういうことで非常に困っておつたのでございまして、幸い通産省が、三月十日に操短勧告というものを発せられました。各工場が大体どのくらいつくれば有効需要にマッチし、しかも採算がとれて行くというような数量を想定されまして、それ／＼各企業に向つて、お前の方は三月は幾ら、四月は幾らつくれというふうに、指示があつたのであります。その通産省の指示通りにつくれば、業界の立て直りには相当効果があつたのであります。

はきめて少く、ほとんどが中小企業でありますので、なか／＼言われた通りに実施しない。また一方実施し得ない事情もあるのであります。すなわち、すでに自分が発行した手形を落すためには、相当のものをつくつて行かなければ、金繰りがつかないという場面があるのであります。そういうようなことで、どうしても通産省が予定されまして、どういふ数量にとどまらなくて、さらに多くの生産ができて行く。従つて需給のバランスがますます悪くなるという傾向であるのであります。これはどういふも何らか法的根拠を持つたもので、適正量の生産をするようにして行かなければならぬと思つておつたのであります。今日御諮問にあつた参事特定中小企業の安定に関する臨時措置法案は、私どもは非常に機宜を得た法案であると、こういうふうな考えられるのであります。業者全体の意見としてのまとまつたものは、まだございせんが、先月開かれました日本ゴム工業会の理事会におきましては、この法案は、何とかひとつやつていただきたいというような意見が多数でありました。自転車タイヤとか、ホースとか、ベルトとかいふように、各業種別の団体がございまして、その業種別の団体の意見はまだまとまつていませんが、大勢は、これをぜひやつていただきたいというふうな傾いております。ことに神戸、大阪方面では、特にこれを強力要望いたしております。大阪組合のごときは、組合の決議書を工

どもに経営の振興に努力いたさなければならぬ、かように存するのであります。しかしそのような考えから行きますと、経営の伸張もあるいは経営の衰退も、相ともに、労働者がこれを味わなければならない関係にござります。しかしながらそのような関係の場合に、ただ単に政府の現法案によりますような操縦、あるいは生産設備、あるいは出荷数量等の省令ないし勸告が下りました場合には、経営者をして労働者の解雇条件をつくらしめるような結果に相なるかと存するのであります。従来経営者の中におきましても、労働者の意向をよく勘案いたしまして、悪く言いますと実に封建的な、あるいは家族的なと申しますか、そういう関係におけるところの労働の均衡が破れて、勢い政府の勸告なりあるいは省令なりに基づくところの操縦ないし出荷数量の制限によつて、解雇の必然的な結果が現われて来ようかと存するのであります。そういたしますと私も労働者の生活が危機にひんし、私も労働者のみがこの犠牲の結果を負うようなことになりまして、この点は第一に申し上げました通り、金融的な処置がないところの、そうした勸告なり省令は、必ずや労働者の生活を危機にひんせしめる結果になるかと存するのであります。従いまして私も現在の国家経済の建前からいって、労働者の生活を補えと言ふことは口で言えても、それが現実には政府当局をして実現せしめるようなことはきわめて困難であると思ひますけれども、しかし経営の不振の中において、ともかく労働者も経営の相成り立つような結果を招かせしめようと

するならば、現在の人絹織物のごとく自動車経営をまつたく停止せしめるような省令なり勸告というものはなく、金融的な処置を講じて経営が最小限度に持続できる建前をとるようにならなければならぬ、これが労働者の生活にとつてまことに重大な影響を及ぼす結果に相なるかと存しますので、この点はくれぐれも本法案の当初の趣旨に基づきますところの制定を御実現願いたいと存するのであります。

以上若干本法案に対する私どもの根本的な考え方を申し上げまして、意見の開陳を終りたいと思ひます。各委員さんの方からその御質問なりによりまして、私も具体的に各條項に對しまする意見を申し上げたいと存じております。

○多武夏委員長代理 以上をもちまして参考人よりの御意見の御陳述は終了いたしました。

公述人に対し質疑の通告がありますから、この際これを許します。山手清男君。

○山手委員 今いろいろお話を承つたのであります。まず第一にゴムの山本さんにお伺いをいたしたいと思ひます。先ほど、二百工場ばかりあつたのが七十五工場くらいに現在減つてゐるというお話であります。このことには、ゴム工業の大部分が家内工業のようになつておるのではなからうかと思ひます。と云うこととを意味して、非常に実情の深刻なことがうかがわれます。ところで自動車のタイヤ、チューブというふうな比較的大規模のゴム会社によつて経営されておる品種につきまして、この法案が通つた場合に、大規模なブリヂストン・タイヤとか横濱護謨というふうなものの中小企業者の立場というものは、特にタイヤの輸出ということに於いて、何か意見の相違があるのではないかと。今お話によれば、必ずしもまだ全部の意見が一致しておるのではないといふふうな発言がちよつとありましたが、その辺の事情をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○山本参考人 今お尋ねになりました自動車タイヤは、各メーカーが全部大企業でありまして、これは中小企業の対象にならないと思ひますので、かりにゴム工業を指定していただく場合には、自動車タイヤ、チューブのメーカーは除いていただく、こういうふうな考へております。

それから輸出の問題でございますが、これはかりにこの法案ができましたら、調整組合をつくるにいたしましたら、輸出に關係いたしましたは全部フリーにいたしました、いわゆる普通の生産制当の数量のわく外に置くということでは解決がつかうように考えられます。

それからもう一つは、工場が減りましたことを申し上げましたのは、単に自動車タイヤ、チューブの工場だけを対象にして見た場合を申し上げましたので、実際のゴム工場の現在の全園の設備を調べてみますと、大体一年に十二万トンのゴムを消化し得る能力を持つております。これは戦前にいたしまして、よりやく六万トンの輸入をしたというものがわずかに一年間しかなかつたので、いずれも六万トン以下の輸入で間に合つておつた。しかもこれが敗戦の結果、領土がかくのごとく狭まり、輸出もできないのに、設備

が十二万トンのものを持つておるといふことでありますので、これはどうしても休止しておる工場が現在は半分以上ござりますが、これの復活を防ぐという意味で、先ほど申し上げましたように、新規開業の制限をしていただきたいという点が、そこにあるのであります。今設備を休んでおるが、少し探算がよくなると、すぐ仕事にかかれら、これをどうしても厳に押えて行く何かの手段をしないと、ゴム工業界の安定はとうてい見ることができない、こういうふうな状況でございます。

○山手委員 それでは提案者にもちよつとお伺いしておきたいのですが、自動車のタイヤ、チューブ、そのほかは別表の五のゴム製品製造業というものは除いてもらいたいという今の御意見であります。これはどういふふうにするつもりでおりますか。

○南委員 お答えいたします。それらは大体山手さんの御質問にありました通り、自動車のタイヤ、チューブを除く予定になつております。従つてそれは政令で、すなわちこの法案の第二條のこの問題に現時的に當てはまらぬという部門がありますので、そういう点から見ますと、今参考人から言われた通り、自動車のタイヤ、チューブは除かなければならぬと思つております。そこで別表第五には、「ゴム製品製造業で政令で定めるものを」ということと、政令で一部のものを除く予定にしてこの法案ができたわけでありまして、

○山手委員 これは大企業でほとんど全部やつてゐるために、自動車のタイヤ、チューブでも中小企業でやつてゐるものが相当あることは私は知つております。そうするとそういうものは大部分は大企業で占めてゐるから除くということになる、綿織物のごときのものでそのほかいろいろ除くものができて来るかどうか。その点について提案者の方から……

○南委員 綿織物関係は、あなたが御存じの通りです。専業、兼業二つありまして、兼業者、いわゆる紡績業者が、あわせて織機をやつてゐるといふのは、機合数にいたしまして、非常に少いのであります。生産実績から申しますと、全生産量の約四割に近いものを確かに出してゐるはずであります。そういう状況を勘案いたしまして、分当てはまつて参りますので、あるいは自動車のタイヤ、チューブとはちよつと趣が違ふと思ひます。自動車のタイヤ、チューブにつきましては、今参考人から言われたように、大部分が大企業であります。山手さんの御指摘にあるかもしれませんが、単につくつてゐるといふいわゆる中小企業の概念に當てはまる業態はたしか私はなかつたように思つております。ほとんど大部分がこの法案の大企業のように聞いておるのであります。

○山手委員 問題のポイントは、やはり私は輸出産業の振興という点から議論してみなければいかぬと思つております。織機局からこの点御答弁いただきたいのであります。日本の綿織物のようなものは、海外ではいよいよ商標で通つてゐる。商標でこの製品が通つておつて、インドならインドへ輸出するということになつて、大量のものを受注生産——チヨップ生産をし

ている。そういう場合に、引受けて、短期間のうちに製造して輸出することになつておるのを、この特定中小企業安定法で設備の制限、生産制限というものをやられることになる、これは輸出の面から見ると、いろいろ問題が起きて来るであろうと思うのでありますが、繊維局長の御答弁を願います。

○配内政府委員 ただいまの御意見は、この法案ができる、即時に、たとえば紡績の機械の統制というものが一律に扱われる、一律の制限を受けるというふうなことを前提にしておられるのでありますが、この法案ができまじしたあかつきには、どういう運用になつて参りますか、またおそらく紡績会社はこの調整組合に加入することはないだろうと思ひますけれども、入つた場合におきましては、調整組合の調整規程によつて束縛されることになるわけでありませう。その際におきましても、どういふような調整規程が出て参るかというところは、これからの問題でございまして、今のところ何とも申し上げかねることを一応お答えいたします。

○山手委員 今の繊維局長の御答弁は、これは議員提出だから、おれらの方では今のところは何も知らぬという下心での御答弁だろうと思つておりますが、やはりこれは実際に所管をしておられる当局としては、立法者がたれであるが、これは法律になるので筋としてはやはりそこまで行くのでありますから、繊維局としてはどういふふうに考へるのだ、そういう場合にはやはりどういふ事態が起きるであろうというところは、見解として表明しておいていただく必要があるように考へま

す。しかしこの点は水かけ論になりますから、私はその程度にしておきます。

○加藤(鏡)委員 大体参考人の方からお話がありましたので、あまりお尋ねすることもございませぬが、下田さんにお伺いをしたいことがあります。従来中小企業が非常な不況に陥つた場合に、やむを得ざる措置として生産制限をやつたことがあると思ひます。そういう場合には一番犠牲とならなければならぬものは、その従業員である労働者だろうと思ひますが、労働者の首切りということが相当起つております。その点先ほどあなたが非常な心配してお述べになつたと思ひますが、そういう場合に、その首切りが起るといふことと、もう一つは賃金の不拂ひ、選拂ひというふうなことが相当起つておると思ひますが、どういふ法律が出来ますと、それが合理化される危険があるというふうなことを先ほどお述べになりました。そこで労働組合としては、その場合この法律の上でどういふような規定を設けたらば、そういう点が救われるかという点についての御意見を承りたいと思ひます。首切りが起つた場合にも、失業手当の期間が非常な短かいので、かりに首切られた者が復職するとしても、失業手当を支給する期間を越えるような場合が相当あると思ひます。そういうふうな問題を救うためには、どういふ規定がこの法案に必要であるとお考へになりますか。もしお考へがありましたら承りたい。

○下田参考人 まず中小企業の危機と

いうことを概念的に申し上げますが、

中小企業というのは、本法案では三百人以下と指定してあるものであります。三百人以下という従業員数のみをもつて、中小企業というものを指定できるかどうかという問題も、検討してみなければならぬと思うのです。私も考へますのに、先ほど申し述べたのであります。中小企業を規定する場合には、二百九十九人までを中小企業庁の管轄するところの中小企業である、かような官僚的な従業員数のみをもつてする中小企業の規定は、まことにもつて奇々怪々だと存するのであります。この点はただ単に従業員数だけでなく、その工場の資本力等も勘案して、中小企業の規定をすべきではないか、このように考へるわけでありませう。そういうふうな場合には、中小企業が戦時中における統制に基きまふところの企業合併の内容と何らかわらない。形の上におきましては、人数はなるほど多いのであります。経営の状態はまつたくばらばらに思ひ、行われておる、こういうふうな企業の経営があちこちに起つて参りますと、これまた本法案の趣旨を曲げる結果になるかと存するのであります。従いましてこのようない点においても、まず御勸案を願ひたいと存するのであります。それから御質問によりまふところの、労働者の首切りが行われるおそれがあるのではないかと、このことについて、この点に關しましては、先ほど申し上げましたように、私も一番心配しておるのであります。従いまして本法案の目的におきましては、「適切な需給調整措置を講ずることができるようにし」ということでございませぬが、需給調整の適切な措置だけでは、十分な中小企業の

安定をはかるわけには参らないかと存するのであります。先ほど申し上げましたように、需給調整の措置を講ずるためには、どうしても需給調整の措置を講ずるような事態が到来いたしますと、絹、人絹織物の例を引いてみましてもわかりませう。生産の制限をやれば企業が破産する、先ほどゴム工業会の方が申されましたように、すでに発行した手形が不渡りになつてしまふ、企業が破産してしまふ、こういう事態になりますので、この点はどうしても金融的な裏づけがなければ、この生産数量のあるいは出荷数量の制限はでき得ないかと存するのであります。従いまして金融的な処置を講ずることが本法案の裏づけとなり、これが第一條の目的のところ追加されなければならぬと思つておられます。このようないことと、御質問の趣旨の通り、中小企業の労働者がその経営の中で救われる結果に相なるかと存するのであります。さらに私付言したいのは、中小企業がこのように出荷数量や生産の制限をやる場合におきましては、企業はすでに自主的な操縦やあるいは自主的な合理化をはかれるだけ最大限度にはかつているような状態が多々見られます。そういういたしますと、最近の繊維物のように、特別休暇をするとか、あるいは労働時間の短縮をはかるとかいうふうにして、通常の円滑な生産の状態でとは異なつて、労働者の賃金は必然的に低下をいたしておるような現状であります。この場合に、金融的な裏づけがなくて、一方的に省令なり勸告なりが行われました場合に、必然的に解雇になつて参りますと、たとえ解雇やむを得ないといはしめても、従

来その省令なり勸告が出ます以前におきましては、すでに賃金が減つておる。減つておる場合に解雇されましたときには、現在の失業保険では、過去三箇月間の平均賃金の六〇%ということになります。ところがすでに過去三箇月間の平均賃金は従来平均賃金よりも下まつておるような現状でありますので、その六〇%ということになりますと、これまた下まつるということになつて、失業保険法の趣旨さえも十分に果し得ないという結果になるかと存するのであります。従いましてこの点は、先ほど申し述べたように、労働の關係がきつめて円滑に行つております中小企業におきましては、労働者の條件を無視しないとするならば、金融的な処置も講じなければならぬかと存するのであります。従いまして第一條の目的に御追加を願ひましたらば、ただいまの点は若干緩和されるのではないかと存じます。

○加藤(鏡)委員 中小企業の生産制限の場合に起つて来る労働者の首切りあるいは賃金の不拂ひ等の問題について今御意見がありました。その点で下田さんはいづれつなぎ資金というふうな資金面において考慮すると言われましたが、先ほど山本さんもつなぎ資金のことを述べられました。その点はこの法律では触れておりませぬが、山本さんにお伺ひしたいことは、あなた方の関係産業の場合に、中小企業がその方の生産の制限をすれば、やはり労働者の賃金が拂えない事態が起つて来ると思ひます。そういう場合のつなぎ資金というものをどういふふうにしておやりになりますか。どうしても労働者の賃金が拂えないという事態は当然

四

起つて参りますし、現在のよりな自己資金の、いわゆる資金蓄積の少い時代においては、結局つなぎ資金というものは他から供給を受けなければならぬと思ひますが、そういう点について労働者の首切りをしないで生産制限の措置が講じ得るかどうかという点について御意見を伺いたいと思ひます。

○山本参考人 今お尋ねになりましたつなぎ資金の問題は、これはいろいろ各企業体によつて違ふと思ひますが、強力的な施策をやるという法律によつて、一応その業界がいろいろと安定をして行くことは考えられる。また安定するべくやるのでありますから、これを銀行の方によく反映させまして、将来こういうふうになるのだというところが確実に見通しがつき得れば、金融業者といたしましても従来のような危惧の念を抱かないで金融に應じてくれるのではないか、こういう考えを持つておられます。あるいは調整組合をつくりまして、調整組合で全体の金融を見て行くという方法も考えられないことではないと思ひますが、とにかく現在では銀行方面といたしましても、こういう状態ではまずじり貧になつて行くので、安心して金が出せないという現状にあるのでありますから、将来が安定するという安定感を与えたいと思ひます。——それもえらい大した額ではない。その工場によつて生産を縮めて行く二割なり三割なりの分に対するつなぎ資金を得ればよいのであります。各企業体で従来と違つて、比較的銀行と交渉がしやすくなるという点がねらいだと存じます。

○加藤(録)委員 審議会の問題です。審議会は中央にだけ置くように法案では規定されておりますが、この生産調節をやるのも地方々々によつてやりが異なる、事情が違つて来ると思ひますが、そういう場合に、地方において、審議会というものが必要ではないかと思ひます。その点について山本さんにも下田さんにもお伺ひしたいのですが、地方審議会というものは必要であると思ひますか。またそれがどの程度に必要であるか、この点をお伺ひしたい。それから下田さんは、審議会にはやはり従業員側を代表して労働組合の代表を入れてもらいたいというふうなことをおつしやつたと思ひますが、そういう点、やはり地方の審議会においてもそういうことが必要であるとお考えになりますか、その点をお伺ひします。

○下田参考人 業種によつて審議会の地方の必要性という問題は生れて来ようかと思ひます。たとえば人絹織物、絹織物の場合のように、福井、富山、石川という日本ではほとんど生産を行つておる地方が一地区に集中しておるような場合においては、この業種に關しての審議会をこの地方に持つ必要があるのではないかと考えます。なお絹織物やあるいはスフ織物に對しましては、大体関西方面にその主力がござりますので、この調査あるいは監督等の事態から考えましても、関西方面にそれらの業種の審議会を一応設置するといふことは、便法として考へればよろしいのではないかと、私もかように考へるのであります。なお本審議会に對しまして、三十一條におきましては業者と消費者と金融機関並び

に学識経験者ということ審議会の構成をなしておるようでありますが、先ほど申し上げましたように、中小企業それ自体はただ企業者のみによつて成立するといふことではなくて、企業者が全権限を持つて、企業者の考えでもつてすべからず行くといふより大きな企業の経営のそれと異なりまして、中小企業は労使が相とらへるにその事業の運営をはからなければならぬといふことになつておるのが現状でございます。たとえば山本さんの方のゴム関係につきましても、私どもの地機部会へ加入をしておる工場がござりますが、先だつてのゴム工業の危機に對しては、他の工場は年々賞金の値上げをはかつておるといふような事象におきましても、賞金は最小限度に切下げを無理にやるという中から危機を乗り越えて、ようやく昨年の夏に労使相ともどもに協議の結果賞金を値上げすることができた、その間二年半に及んで賞金の値上げもやらなかつた、むしろその間に切下げをあえて断行した、こういうような経営もあるのであります。従ひましてその経営の中においては、かた苦しい生産協議会というふうな、そういう大企業のものよりな形ではございませぬけれども、労使が相ともどもに協議して工場の再建に努力するといふような形が出て参つておると思います。従ひまして、そういう性格からいたしまして、本安定審議会に對しましては、せびとも労働組合の代表がそれに加わるように法案の御修正を願ひたい、かように存するのであります。ただ労働者のそういう関係だけではない、私ども労働組合の立場と、客観的な社会並びに経済の見方と、あるいは業者側の見方とは若干相違点もあるかと思ひますので、そのような相違点を調整する意味においても、この法案の経済の安定をはかり、ひいては社会の安定をはかるといふ建前からの代表の加はることの御修正を願ひたい、かように存じておられます。

○山本参考人 ゴム工業といたしましては、地方の審議会は必要ないといふことを考へておられます。ということはこれにありまします。これは政令でもつて業種が定められるのであります。たとえばホース・メーカー、あるいはベルト・メーカーというふうな指定されるのでありますから、各業種でもつてみなそれ、諮問なり答申のつくりやな機関がござりますから、地方にはそういうものはいらぬ、こういうふうにお考えます。

それからついでに申し上げておきたいのは、今この審議会に労働者の代表を入れるというお話がござりました。これは一応ごもつともなように考へられるのであります。私どももいたしましては、この労使の問題と、この業界の安定策というものは一応切離して考へていただきたい。むしろ現在のような社会情勢におきまして、雇用者が労働者をむちやくちやに首切るといふことはできないのであります。かりにこれが生産制限に入るといふたしまして、やはり各企業体そのものが自分の方の労働者とよく話をし、円満に解決をして行くといふことが本来の姿ではないか、こういうふうにお考えます。

○南委員 下田さんに提案者の一人としてぜひ御意見を伺つて確かめておきたいことは、先ほどあなたに加藤委員の御質問に對して、地方的産業の場合には、地方にも審議会を置く必要があるといふ御意見であつたように私承つたのであります。ところがこの地方的産業で、しかもこういうふうに需給調整のために全国的にいろいろな措置がいろいろあることは、つまり地方の産業といへどもそれが個々の問題になつて参ります場合には、全国的な需給調整が必要になつて来る、個々の需給調整がすなわち全国的な需給調整になる、そういういたしますと、中央の審議会にその地方の学識経験者なり、その産業に明るい人を入れてよいのであつて、形式的に地方にも審議会を置くといふことはいかにも大げさ過ぎるし、かえつて屋上屋を架するやうな気がするのであります。その点に對するあなたのほうに伺ひたい御見解を伺ひたいのであります。

○下田参考人 まずその点に触れます前に、調整組合の性格の問題について御意見を申し上げたいと思ひますが、本法案に基きます調整組合の性格は、加入脱退は自由であるといふことになつておるのであります。この点は強禁法の第二十四條に触れるので、本法案そのものが触れる趣旨も多分にござりますから、そういう点も多小勘案されて、加入脱退の自由をうたわなければ認可することができない。それでこのようにうたわれたのかと存じますけれども、元來中小企業は協同組合法がござりましても、協同組合それ自体は任意組織でござりますので、中小企業の業者がこれに積極的に入る、そして協同組合それ自体を積極的に運営する、こういうことは今までの実例

たいことは、先ほどあなたに加藤委員の御質問に對して、地方的産業の場合には、地方にも審議会を置く必要があるといふ御意見であつたように私承つたのであります。ところがこの地方的産業で、しかもこういうふうに需給調整のために全国的にいろいろな措置がいろいろあることは、つまり地方の産業といへどもそれが個々の問題になつて参ります場合には、全国的な需給調整が必要になつて来る、個々の需給調整がすなわち全国的な需給調整になる、そういういたしますと、中央の審議会にその地方の学識経験者なり、その産業に明るい人を入れてよいのであつて、形式的に地方にも審議会を置くといふことはいかにも大げさ過ぎるし、かえつて屋上屋を架するやうな気がするのであります。その点に對するあなたのほうに伺ひたい御見解を伺ひたいのであります。

○山本参考人 ゴム工業といたしましては、地方の審議会は必要ないといふことを考へておられます。ということはこれにありまします。これは政令でもつて業種が定められるのであります。たとえばホース・メーカー、あるいはベルト・メーカーというふうな指定されるのでありますから、各業種でもつてみなそれ、諮問なり答申のつくりやな機関がござりますから、地方にはそういうものはいらぬ、こういうふうにお考えます。

○南委員 下田さんに提案者の一人としてぜひ御意見を伺つて確かめておきたいことは、先ほどあなたに加藤委員の御質問に對して、地方的産業の場合には、地方にも審議会を置く必要があるといふ御意見であつたように私承つたのであります。ところがこの地方的産業で、しかもこういうふうに需給調整のために全国的にいろいろな措置がいろいろあることは、つまり地方の産業といへどもそれが個々の問題になつて参ります場合には、全国的な需給調整が必要になつて来る、個々の需給調整がすなわち全国的な需給調整になる、そういういたしますと、中央の審議会にその地方の学識経験者なり、その産業に明るい人を入れてよいのであつて、形式的に地方にも審議会を置くといふことはいかにも大げさ過ぎるし、かえつて屋上屋を架するやうな気がするのであります。その点に對するあなたのほうに伺ひたい御見解を伺ひたいのであります。

を見ましてもなか／＼できておりません。そういうところをいろいろ協議いたしました事項についても、たとえば自衛隊短をやるというふうなことをきめましても、それが実現には相ならぬ、しかも勧告等が行われても非常に困難ではないか、こういうふうなことでございます。そこで本法案の二十七條の二項には、いわゆる省令をもつて、ないしその省令を聞かなければ罰則を適用することまできめておられるのでありますから、そういうことでありますならば、あえて加入脱退の自由を認める條項は本法案には必要ないのではないかと考えるのであります。さらに調整組合の事業の点に至りましては、この中で現在の協同組合が持つておりますところの欠点を補うためにこの事業がうたわれておると思っております。

〔委員長退席、高木委員長代理着席〕

さらに十五條に定めるところの事業だけではなくて、生産過程において、いわゆる原料資材が大企業によつて占められてゐる中小企業は、たとえば繊維産業においては二次製品ないし三次製品を取扱つておる。こういうことになりますと、商社と一次製品の大企業とのいづれかによる加工経営をやらなければならぬ、下請加工による経営をやらなければならぬ。こういうことになつて参りますと、販売業者や一般卸商社ないしは一次製品をつくつておられます、たとへて申し上げますと人絹会社とかあるいは紡績会社等との調整が必要になるのではないかと。これは独禁法に触れて参りますけれども、私どもは独禁法を早急に一部改正をする必要が

あるのではないかと思ひますが、本法案では独禁法の適用除外まできめているのでありますから、その中に何らかの方法によつて一次製品の生産会社やあるいは商社との若干の打合せがでる程度のもので、この事業の中に加える必要があるのではないかと考えるのであります。そういたしますと私も私どもは、この安定審議会が中央に設置されておる場合には、緊急な事態が起つた場合とか、それが現実には現われる寸前、そのような場合でないかと、なかなかこの運営がはかどらないのではないかと、それよりもむしろこの中小企業安定審議会の下部組織と申しますか、そういうような機構が地方にあつて、そして地方の業者の意向がすぐに反映できるといふような態勢のもとに地方に安定審議会を設けることが、これらの運営がはかどる結果には相ならぬかと、このように考えておられますので、先ほど地方に一応置く必要があると申し上げた次第であります。

○加藤(總)委員 提案者にお尋ねしますが、提案者は、地方に安定審議会を設けるといふことは、非常に煩瑣になつて、最上層を架する結果になるとおつしやつた。それ／＼業界に通じた者を多数入れればいいじやないかというお話でしたが、私はそれでもいいと思ひます。しかし、ことに中小企業の場合には、非常に複雑で、同じ中小企業の範疇に属するものでも、比較的大企業と小企業とあります。たとえばゴム製造業のよりの業態は、大体一律で比較的大企業が多いのじやないかと思ひます。あります。比較的大企業と、中小企業とは立場が違つて来る。そういう

場合に、業界を代表して一人入れておけばいいという考えでは、この安定審議会の使命を果せないと思ひます。その場合に、同じ業界からでも、それ／＼複雑な事情に応じて、立場の違つる者を入れておかねばならぬじやないかと思ひますが、それには三十名では足らぬじやないか。この三十一條の三項にいろいろな選定の基準が出ておりますが、こういうふうないろいろな立場を代表して出して行くことになりますと、三十名は、非常に多いように見えますけれども、これも足らぬじやないかと思ひますが、その点は提案者はどういふふうに思われますか。

○南委員 お答えいたします。安定審議会の構成につきましては、たとえば消費者代表のごときは、どの業種についても比較的共通のものだろうと思ひます。問題は、単一業種の関連産業あるいはその単一業種の代表者と部会をつくつて、消費者代表並びに労働者代表といふようなものをもつて組織するといふふうな参つた方が、この審議会の目的を達するのじやないか、そういうふうな参つておられます。そう考へて参りますならば、三十名の人間をもつてするならば、今指定されておる業種程度では十分ではなからうか、こう思つて三十名にしたのであります。

高木委員長代理 他に御質疑はありますか。—なければ、本日はこの程度にいたし、次会は明日午前十時より開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時四分散会